

## 会長挨拶

### 一般社団法人東京都調査業協会 会長 菅原 和男

会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度一般社団法人東京都調査業協会会長に選任されました菅原和男でございます。

今年2月、前会長が任期の途中で辞任され、翌3月の理事会で互選をいただきました。前会長の任期であります平成29年3月まで役目を引き継ぎ、職務を務めさせていただきます。

この誌面をお借りして、当協会における現状の問題点、今後の一般社団法人東京都調査業協会の進むべき方向性を述べさせていただきます。

まず問題点として、他の多くの組織も直面していると思われる「会員数の減少、伸び悩み」があげられます。

これは当協会の「財政基盤」にも直接連動してくる問題とも言えます。その原因はいろいろと考えられますが、例えばネット社会もその一因と言えるのではないのでしょうか。いつでもどこでも手軽に役立つ情報が入手できる状況下において、「わざわざ会員にならなくても現状のままですら困ることは無い、あえて会員になる必要性が無い」と感じている方々が多数いると思われまます。

もちろん他にも原因は多々考えられますが、こういった状況も踏まえ、現状を細かく分析していく必要があります。

今ある「閉塞感」からの脱却を図るために一度原点に戻り、抜本的な組織の見直しが必要であると考へ、当協会の進むべき指標として今年4月に「組織改革特別委員会」を設立いたしました。

その名前の通り、会員の皆様のための組織作りに向けた改革が必要であると考えています。



今、世の中の大きな流れのひとつとして市場は民間移行、「官から民へ」という動きがあります。私達の身近なところで成功を収めている警備業をはじめ、その他にも、地方空港・金融業務等々において様々な改革が試みられています。

当協会では、多種多様で広範囲に渡る調査市場の中、さらに活躍できる機会を見い出せないものかと日々思いを募らせていますが、やはり重要なのは「心技一体」に裏付けられた質の向上です。そのためにも、一般社団法人東京都調査業協会は世の中から信頼される、しっかりした組織でなければなりません。

人間は、本来叩かれ強く、つつかれ強いものだと感心することがあります。しかしその反面、目に見えない小さなウイルスが体内に入っただけで簡単に倒れてしまう弱さも併せ持っており、それは組織に関しても同じことが言えるでしょう。

組織が傾いていく場合、それは外敵からの影響だけでなく、内側から崩壊していくケースも多いようです。

今後も会員の皆様方のご支援、ご協力を賜り、安定した協会運営のもと、強く頼れる組織づくりを目指します。そして私達執行部も、会員の皆様にとりまして多くの有益な情報を発信出来るよう日々精進してまいります。

## 《 目 次 》

▶ 会長挨拶 ..... 1 一般社団法人東京都調査業協会／会長 菅原 和男	▶ 相談事例集 ..... 18
▶ 寄稿文 ..... 2 警視庁生活安全部生活安全総務課 防犯営業第三係長／警部 大岩 嘉夫	▶ 特集 ..... 19 平成28年熊本地震（震災を経験し…） 西日本リサーチ株式会社／松本 国隆
▶ 都調協行事報告 ..... 3 理事会 支部会 委員会 研修会 他	▶ 都調協のあゆみ ..... 22
▶ 事例シリーズ／第⑰回 ..... 11 一般社団法人東京都調査業協会 業務適正化委員会／委員長 木村 吉晴	▶ 協会組織図 ..... 23
▶ 法律教室／第⑮回 ..... 14 弁護士 岩尾 光平	▶ 倫理綱領・自主規制 ..... 24
▶ 会社訪問／第⑰回 ..... 15 株式会社 東野調査事務所／代表取締役 東野 光臣	▶ 広告欄・新入会員のご紹介 ..... 25
	▶ 編集後記 ..... 28



## 社会貢献団体としての地位の確立を目指して

警視庁生活安全部生活安全総務課  
防犯営業第三係長 警部 大岩 嘉夫

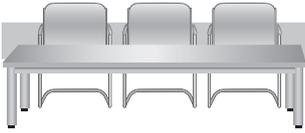
はじめに、「平成28年熊本地震」において、尊い命を失われた方々とその御遺族に対し、お悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、東京都調査業協会の皆様には、平素から警察行政各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、誌面をお借りして感謝申し上げます。また、貴協会におかれましては、発足以来、業界の健全な発展を目指した会員相互の啓蒙啓発活動を推進し、更には、会員のみならず、非会員の参加を募った教育研修会や消費者セミナーの開催等、業界全体の公益性や業者個々の資質向上に向けた取り組み、不適切な業務を行っている探偵業者に対する改善指導など、消費者の信頼と社会的信用を得るための活動を恒常的に推進していることに対して、あらためて敬意を表する次第です。

「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行されて10年目に入りました。本年6月末現在、東京都公安委員会に届出を行った探偵業者の営業所数は、貴協会会員を含み800か所となっており、法律施行当時から37%増加するなど、業界の発展と社会的ニーズが窺える反面、最盛期の平成24年末(880か所)と比較すると、年々微減している現況にあります。これは、安易に探偵業会社員の開始届出をしたものの、法に定められた各種の義務を履行せず、当庁からの指導を受けて自主的に廃業したものや、経営そのものが成り立たずに廃業している個人事業主が散見されることに起因しているためと史料されます。

当課や全国各地の消費者センター等に寄せられる探偵業者に絡む相談事案については、いわゆるワンクリック料金請求解決を前面に出した契約に関する苦情等、探偵業者による本来の探偵業務以外の相談や問い合わせが増加の一途を辿っているほか、未だに別れさせ屋等の恋愛工作を謳ったものや未公開株等の詐欺被害救済を広告宣伝に掲げて集客している業者が見受けられるなど、貴協会の真摯な取り組みとは相反する営業形態の探偵業者が依然として存在しています。

探偵業者の職業倫理を向上させ、社会の要請に応えられる業界となるためには、探偵業法に規定された遵守事項を各々の業者が再確認するとともに、それを厳守し、個人の権利利益を保護する営業活動を協会会員が引き続き範を示して率先遂行することが極めて重要であり、その対応如何が今後の業界全体の信頼獲得につながるものと期待しております。貴協会の皆様におかれましては、日本調査業協会自主規制七項目を再確認していただくとともに、「融和協調」を図り、健全な探偵業務の遂行に向けた「自己研鑽」に努め、探偵業界全体の信頼を向上させ、社会に貢献する団体としての地位を確立していただくよう、切に願っております。結びに、皆様の取り組みが業界の健全化に反映され、社会的な認知度が高まることを切に期待しつつ、貴協会の益々のご発展とご健勝を祈念し、寄稿とさせていただきます。



## 都調協行事報告

1月

### 1月度理事会

日時／2016.1.13（水）14:00～17:00

場所／都調協会議室

出席／理事総数14名 出席12名 委任2名  
欠席2名

- 議案／
- (1) 12月度事業報告（入退会・収支報告）
  - (2) 各委員会、支部会報告
  - (3) 理事会規定の制定について
  - (4) ヒロケンと都調協の契約書面について
  - (5) 新事業について
  - (6) 第3回教育研修会（日調協主催・都調協所管）の日程について
  - (7) 認定試験の日程について
  - (8) 議事録のフォーマットの報告
  - (9) その他 事務局対応についての報告



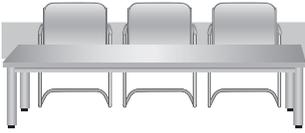
### 平成28年新年会

日時／2016.1.13 理事会後

参加／22名

皆さんにご参加頂き、賑やかに新年会が開かれました。





## 都調協行事報告

2月

### 2月度理事会

日時／2016. 2. 10 (水) 14:00～17:00  
場所／都調協会議室  
出席／理事総数14名 出席14名 委任0名  
欠席0名  
議案／(1) 1月度事業報告(入退会・収支報告等)  
(2) 各委員会、支部会報告  
(3) 総会について  
(4) 新事業について  
(5) 日調協主催の教育研修会について  
(6) その他



### 城南支部・城東支部合同支部会

日時／2016. 2. 23 (火) 15:00～17:00  
会場／都調協会議室  
内容／理事会報告  
その他

3月

### 中央支部・城北支部 合同支部会

日時／2016. 3. 9 (水) 17:30～19:00  
場所／都調協会議室  
出席／8社10名  
議題／理事会報告  
収益事業及び都調協だよりの方向性  
都調協主催で慰問コンサート企画の提案があった。

### 広報企画委員会

日時／2016. 3. 9 (火) 12:00～  
場所／都調協会議室  
出席／3社3名  
議案／都調協だより96号編集企画会議(編集方針の確認、ページ担当分担)



### 3月度理事会

日時／2016. 3. 9 (水) 14:00～17:00  
場所／都調協会議室  
出席／理事総数13名 出席12名 委任1名  
欠席0名  
議案／(1) 2月度事業報告(入退会・収支報告等)  
(2) 各委員会、支部会報告  
(3) 通常総会の対応について  
(4) 平成26年度 第3回(一社)日本調査業協会教育研修会について  
(5) (一社)日本調査業協会認定試験について



## 都調協行事報告

(6) その他、理事・委員長の改選について

4月



### 4月度理事会

日時／2016. 4. 13(水) 14:00～17:00

場所／都調協会議室

出席／理事総数14名 出席13名 委任1名  
欠席0名

- 議案／
- (1) 3月度事業報告（入退会・収支報告）
  - (2) 各委員会報告
  - (3) 支部会報告
  - (4) 各委員会、新組織（案）について
  - (5) 日調協全国会長会議の報告
  - (6) 都調協事務局運営について
  - (7) その他

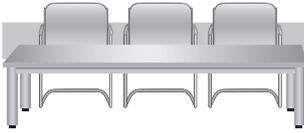
### 城西支部会

日時／2016. 3. 29（火） 18:30～21:00

場所／居酒屋「紀州屋（さかぐらきしゅうや）」

- 内容／①各社自己紹介・名刺交換、ゲスト紹介  
②現況調査業務において情報交歓  
③城西支部内での広報・公益的活動について





## 都調協行事報告

5月

### 広報企画委員会

日時／2016.5.18(水) 12:00～  
場所／都調協事務局 会議室  
出席／4社4名  
議案／都調協だより96号編集企画会議



### 5月度理事会

日時／2016.5.18(水)14:00～17:00  
場所／都調協会議室  
出席／理事総数14名 出席9名 欠席5名  
議案／(1) 4月度事業報告(入退会・収支報告)  
(2) 各委員会報告  
(3) 平成28年度通常総会について  
(4) 組織改革特別委員会報告  
(5) その他





## 都調協行事報告

6月

### 6月度理事会

日時／2016. 6. 8(水) 14:00～17:00

場所／都調協会議室

出席／理事総数14名 出席10名 欠席4名

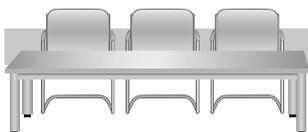
議案／(1) 5月度事業報告(入退会・収支報告)

(2) 各委員会報告

(3) 平成28年度通常総会について

(4) その他





## 都調協行事報告

### 研修会

### 日調協主催平成27年度第2回実務教育研修会



主催／一般社団法人 日本調査業協会  
所管／一般社団法人 東京都調査業協会  
協賛／甲信越調査業協会、栃木県調査業協会、さいたま調査業協会  
千葉県調査業協会、神奈川県調査業協会  
日時／2016.3.8（火）13:00～17:00  
会場／（一財）日本教育会館・一ツ橋ホール9階 第五会議室

挨拶／警察庁ご担当官

- 講義／1. 「探偵業の現状と今後の課題」  
警視庁生活安全部生活安全総務課 ご担当官
2. 「探偵業に関わる関係法令」  
持田法律事務所所長 弁護士 岩尾 光平 様
3. 「記者の調査手法」  
栗原 英資 様





## 都調協行事報告

### 総会

### 平成28年度通常総会



日時／2016.6.20日（月）15:00～

場所／都調協会議室

出席／正会員総数67社（過半数34社）

本人出席16名＋委任出席19名 合計35名 代理出席（陪席）2名

◎議案

第1号議案／平成27年度事業報告

第2号議案／平成27年度収支決算報告

第3号議案／監査報告

第4号議案／平成28年度事業計画(案)・収支予算(案)

第5号議案／組織改革特別委員会の設置(案)について

第6号議案／その他報告事項

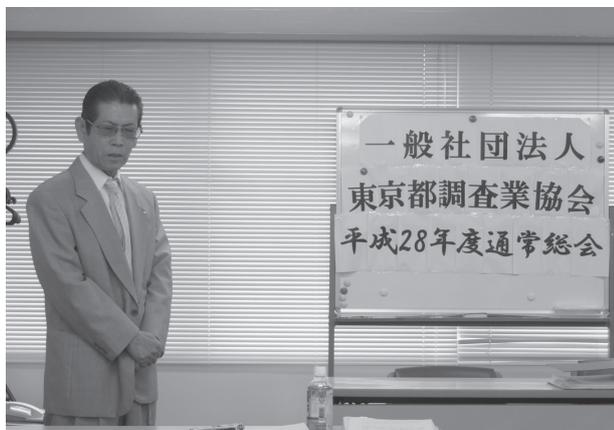
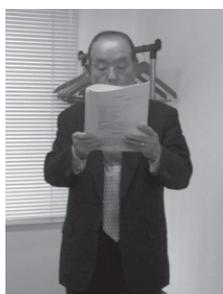




## 都調協行事報告

### 総会

### 平成28年度通常総会



### 試験

### 日調協探偵業務認定試験

主催／一般社団法人日本調査業協会

日時／2016. 3. 16 (水)

会場／一般社団法人日本調査業協会 4階会議室

◎実施種目

- ◆第7回探偵業務取扱主任者 (午前)
- ◆第11回探偵業務取扱者 (午後)

# 実例シリーズ

第17回

## 探偵業法施行後の苦情の実例 業務適正化委員会 委員長 木村 吉晴

探偵業の業務適正化に関する法律通称「探偵業法」が施行され、9年が経過しております。本年3月15日付で各都道府県警察の長殿宛て、参考送付先として、各附属機関の長、各地方機関の長宛に「探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準について」の通達がなされております。

これまで業界の不祥事がとかくマスコミでもクローズアップされてきておりましたが、業界全体で信頼の回復に全力を尽くさなければなりません。それには調査会社経営者自ら、まず探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準を理解し、特に現場を担当する社員にも徹底した教育が必要なのはいうまでもありません。

日々の社員教育も大事ですが、東京都調査業協会主催の教育研修会にもたくさんの受講者が集まり、今後の業界全体の品格向上もさらに期待出来ます。一部悪徳業者が減少していくこと、そして今後の探偵業界の発展を信じております。

探偵業者は自己の会社だけの利益優先に走る経営方針ではなく、業界全体としての責任を自覚し、法令順守はもとより依頼者の立場に立った調査業務を励めて「感謝される業界」として発展をさせなければなりません。

皆さんの日々の努力、利他の精神で、この業界に対する不信感を払拭しようではありませんか。

### 1. 苦情分析

平成28年前半の苦情は合計3件で、加盟業者が1件・未加盟業者が2件と全体的に昨年と比べて減少傾向にあります。苦情の中で、目を引いたのは「料金設定」の不明瞭さが、客の不安感な状況の中で、説明が不十分なまま契約していることでした。その他、調査現場で調査対象者に気付かれて、110番通報され探偵調査員が調査続行不能となるケースなどに対する苦情がありました。

苦情内容（平成28年1月～6月）

一般社団法人 東京都調査業協会

苦情の種類	受案件数		処理件数		未処理件数	
	加盟員	未加盟員	加盟員	未加盟員	加盟員	未加盟員
料金化調	1	1	1			1
脅迫						
詐欺・解約		1				1
契約書						
報告書						
7条書面						
ケリングオフ・意見のみ						
その他						
計	1	2	1			2

## 事例シリーズ

## 第17回

## 2 主な相談事例

〔不倫調査、教訓となる現場失敗事例〕

某県に居住する母親は、息子の嫁と娘の婿が不倫関係にあることを疑い、息子の嫁の行動調査をA調査事務所（非加盟社）に依頼した。

調査日数も結果が出ないまま3日目、調査対象者（息子の嫁）と某男性（娘の婿）が新居であるマンションに2人である様子を発見し、張込を開始した。

張り込みしている様子を偶然知り不審に思った調査対象者が、不審者・ストーカーの疑いで警察に通報し、調査員は連行され調査続行不能となってしまった。

後日、依頼者は調査員3人体制という契約内容に疑問を持ち問い合わせたところ、逆に調査会社が強気に反発してきた。

初回の契約時に予算は30万円ということで契約したが、2日目の中間報告時に「追加料金を支払えば結果を出します」と電話で言われ、依頼者はそのときは納得し、追加調査20万円～30万円という追加料金の支払いに応じた。

しかし結果的に、張込調査をしていることが調査対象者にばれ、調査員は警察に連行されてしまい調査続行不能となったのにもかかわらず、約1週間後に60万円残金の請求書が届く。

直接の交渉は不利と考えた依頼者は、まず所轄の警察署に相談をし、その後消費者生活センターに相談をした。そこで（一社）東京都調査業協会を紹介され、当協会でも相談を受けるかたちとなった。

## 【相談室の対応と処理結果】

依頼者は紹介された翌日に（一社）東京都調査業協会事務局の面談室で面談し、ご持参いただいた調査委任契約書、重要事項説明書、請求書を当協会でも精査した。

概ね異常は無いと見受けられたが、見積金額が単価のみの記載で、概算での調査料金総額提示がなされていなかった。

また諸経費に関しても記載事項と申立人への説明に相違があった。

同日、その場でA調査事務所（非加盟）の担当者に連絡をして仲裁を試みるも、A調査事務所（非加盟）の担当者いわく「当社の過失は一切なく請求金額の減額にも一切応じるつもりはない。」との返答であった。

申立人には探偵業法の概要、過去の苦情事例を参考に説明し、請求金額に対して不服があり納得できないのであれば、今後の解決策としては弁護士を通じて交渉を行うように助言し、本件の苦情処理を終えた。

## 実例シリーズ 第17回

### 【調査ミスからの教訓】

張込みを実施する際は対象宅、近隣住宅にも十分に注意して調査に臨むことが必要である。  
仮に警察官が110番当方で駆けつけた場合でも、身分証明の提示等、適切な対応をして調査続行の対策を講じなければならない。

### 【問題点】

個人情報保護法、凶悪な犯罪がニュースなどで報道されている昨今、個人に対する防犯意識も増していることが伺える。  
探偵社は強引な張込み、尾行などはせず、調査手法や調査員数、配置などを工夫し、より良い調査結果を生み出すことが大切である。  
依頼者が知りたいのは「真実」であるが、依頼者の要求に応えようと奮起した結果、無理な調査方法で依頼者に迷惑を掛けることのないようにしたい。

おわりに

今後苦情を減らしていくためには、（一社）東京都調査業協会加盟員の調査会社への依頼が増え、良い結果を出し、業界をリードしていくことも必要であります。  
それには加盟員の自覚とさらなる日々の実務経験が必要で、探偵業法を正しく運用していくための研鑽が必要不可欠であることを理解して頂きたいと思います。





第17回

## 会社訪問

『都調協だより』に会社訪問の連載を始めて17回目となりました。  
今回の訪問先は、「株式会社東野調査事務所」さんです。

### 会社概要

株式会社 東野調査事務所

住所：東京都港区新橋6-2-1 木村ビル7階

T E L : 03-3437-5312

代表取締役：東野 光臣

平成18年設立

東京都公安委員会：第30130245号



### 簡単にプロフィールをご紹介ください。

28年前に大手興信所に入社し、約2年で退社した後暫くは調査とは全く違う業種の企業に勤務していましたが、調査で得られた達成感や充実感が得られず、約3年で退職し再び調査業界に戻りました。

そして平成6年に独立し、「東野調査事務所」として法曹業専門の調査会社と契約し、15年

経過した時に株式会社として法人化して当協会にも入会しました。

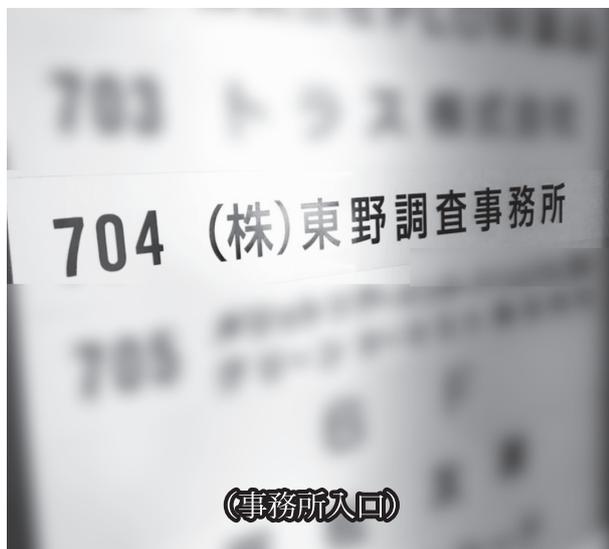
その後は理事会にも参加させて頂き、総務委員長や広報委員を経験し、中央支部の副支部長を経て、現在は中央支部の支部長を拝任しました。この度、当協会の副会長を拝任し気が引き締まる思いです。

### この業をはじめたきっかけは？

約30年前にこの業に就いたわけですが、当時はインターネットもなく、今思うと情報量がとても少なかった時代でした。

その当時、小説やドラマのような空想の職業と思っていた探偵・調査業が、実際に存在していることを知ってとても興味を持ち、大手興信所に入社しました。

当然、小説やドラマでイメージした調査とは全く違う実務に追われていましたが、様々な依頼を受け調査を手がけていくうちに調査の幅の広さや、個人だけでなく法人からの依頼や、案件によっては弁護士とタッグを組み問題解決に当たるなど調査業の奥深さに魅了されて30年が経過しようとしています。





第17回

## 会社訪問

**事務所(営業所)を、ここにした理由や商号(屋号)の由来は？**

当初、事業を法人化するにあたり法曹業との関係を持ちたいと思い法律事務所の多い新橋を希望したのですが諸事情により叶いませんでした。しかし、2年が経過し新橋に移転した時は当初からの希望でしたので新橋に移転した時の嬉しい気持ちは今も覚えています。屋号に関しては、スタリッシュなカタカナ名ではなく、ハッキリと「調査事務所」と表記し、また法律事務所を意識して自分の名前を前面に出しました。

個人の方には取っ付きにくいかもしれませんが、弁護士や法人関係と関係を強固にしたいので十分に満足しています。



**実際にはじめてみて、感じたことは？**

調査を依頼するには様々な背景があります。その全てが人生のターニングポイントであり、法人であってもそれは重大な転換点であると思います。

我々が提供できる商品は目で見て確かめることが出来ない「調査力」です。そして十分な調査を実施するには、場合によって高価な調査になることもあります。依頼人は我々を信頼し目で見ることのできない商品に対し高額な契約を交わします。

その事実を常に意識し真摯に調査に向き合うこと、そして我々の調査によって依頼人の難しい状況が有利になること、有益に繋がることが喜びです。

**思い出に残る調査、忘れられない依頼人は？**

一般的な浮気調査だと思っていたら、日本横断となった調査がありました。

社員研修で2日間長野に出張という東京の会社に勤める対象者が向かった先は京都でした。女性と合流し京都に宿泊、翌日も不倫旅行を楽しむと二人は京都駅で別れ対象者は東京行きの新幹線に乗りました。

我々は女性の身元を特定すべく調査を継続すると、女性は対象者と別れ在来線で新大阪に行き、新大阪から開通したばかりの九州新幹線に乗り熊本県の新八代駅まで行き、ようやく身元を特定した調査でした。当時、九州新幹線が開通したことはニュースでは知っていましたが新大阪まで乗り入れていることを知らなかったのが、実際に新大阪駅の新幹線ホームで九州新幹線が止まっているのを見た時は目を疑いました。



第17回

## 会社訪問

### 業界全体、協会、支部会に対する要望意見は？

探偵業法が施行され10年が経過しましたが、職業地位は向上したとは言い難い状況です。人生や企業活動のターニングポイントに調査が必要であっても、まだまだ市民権を得たとは言えません。その為には当協会が会員数を増やし、委員会活動を活発にして都調協ブランドを広報していく事が必要です。会員の皆様には協会活動を理解して頂くだけでなく、その協会活動に参加して頂くことを期待しています。都調協には支部があり支部会も開催されています。支部会で出た会員の皆様の意見は理事会で検討され、協会活動が活発化することに繋がります。都調協が率先し探偵業の市民権を得ることができればビジネスチャンスも広がると思います。



### 協会執行部の一人として伝えたいことは？

これまでの多くの先輩方の力によって設立された都調協ですが、現在まで継続してきた当協会を、菅原会長をはじめ、私も執行部の一員として、会員の皆様にとってのより良い協会として発展させていけるよう尽力したいと思っています。

## 相談事例集

このページではこれまで都調協会員に寄せられた様々なご相談の中から、印象深いご相談の一例をご紹介します。

(※守秘義務により、相談者名及び担当者名は匿名とさせていただきます。)

【ご相談者：S様40歳（対象者：ご主人48歳）】

ある日の夕方、「夫が家出した。3日前から帰って来ないので探してほしい。」との依頼が入りました。

電話でお話をお聞きすると、結婚してからご主人様は無断外泊などした事はなく、夫婦円満だったとのことでした。

奥様はいわゆるバツイチでお二人の子持ちだったのですが、養子縁組をされて、ご主人様とも順風満帆な日々を送っていらっしゃいました。その優しかったご主人様が置き手紙を残して家出とは、まさに青天の霹靂…。

小学生と幼稚園のお子様がいいらっしゃることで、取り急ぎご自宅まで伺うことになりました。神奈川県某市にあるS様のご自宅は、閑静な住宅地の新築2階建ての佇まいでした。

玄関のインターホンを押し名前を名乗ると、2階のリビングへと通されました。

お二人のお子様達は「お義母様が見ていますので」とおっしゃって、3日前の置き手紙をお見せいただくとともに、その経緯を詳しくうかがいました。置き手紙には「疲れました。探さないでほしい。」とありました。

ご主人様のお父様のお話では、結婚する前にも二度家出をされたことがあり、警察に保護されたこともあるということでした。しかし今は結婚もされ、そんな事もすっかり落ち着いていると思っていたようでした。

お父様やお母様は、お嫁さんから息子様が置き手紙を残し家出されたと連絡を受け、はるばる遠方より飛んで来ていたのです。

置き手紙の文面から、一刻も早く調査着手をしないと、生命に関わるような事にもなりかねないと判断しました。そしてプロファイリングのためにご自宅に向かっていただくと共に、お父様にはご契約のため事務所へと移動していただきました。ご契約とプロファイリングが同時進行で行われ、行方調査はすぐ始まりました。

家出、行方調査は初動が大切です。

1週間以内のお届けであれば発見率は非常に高いのですが、それが1ヶ月以上も経過をしていたりすると協力者の記憶も曖昧になり、時間がかかることがあります。

今回のS様のご主人様の場合は、早い初動とプロ

ファイリング、そして協力者の情報にも助けられ、神奈川県に隣接するある町のパチンコ店に「住み込みで働きたい」と若い女性と二人で現れた事が判明しました。

その後調査員を多数動員しローラー作戦を執行したところ、有力な情報があがってきたのでした。その情報から、とあるアパートの一室に入って行くご主人様を尾行し、張込みを開始しました。そしてその翌日、若い女性と部屋から出て来たところを現認しました。証拠のビデオ撮りをした後、調査員からお父様に連絡をさせていただきました。

自殺の恐れがあると思っていたご両親は息子さんが浮気をしていたことに大変ショックを受けていました。ご両親は息子さんを迎えに行き、ご実家に連れ帰り暫く冷却期間を置きたいとおっしゃいました。

家出には多くの原因があります。

今回のご依頼者S様の案件は女性が原因でしたがご主人様のご両親からのご提案により、S様にはその事実を伏せ、疲れた心を暫くの間ご実家で癒すということに致しました。

S様には、「無事発見に至ったが、今は心身共に病んでいる」とお父様からお話ししてもらい、半年ほどご実家で過ごされ、女性とも別れ、ご家族の元へと戻って行かれたのでした。

ご相談者様にとってどのようにして差し上げれば一番よいのかを考え、時として調査中も調査後も、アドバイスやカウンセリングが必要になってきます。

今回の場合は、ご両親と今後のことも踏まえじっくりと話し合い、まずは息子さんが家庭に戻りやすい状況にして差し上げることに重きを置きました。そして、調査、アドバイス、カウンセリングを行い、その結果、すべてが丸く収まった良い例だと思います。



## 特集

## 平成28年熊本地震(震災を経験し…)

〔西日本リサーチ株式会社／松本 国隆 様より〕

熊本地方において気象庁震度階級では最も大きい震度7を観測する地震が、平成28年4月14日夜および4月16日未明に発生しました。その時の状況について、熊本県在住の松本国隆さん(西日本リサーチ株式会社)より報告をいただきました。



熊本地震よりやがて三ヶ月が経とうとしています。

皆様のご支援をもちまして、熊本は少しずつ元気を取り戻しつつあります。

前震がありました4月14日午後9時頃、私は仕事を終えて帰宅し、食事でもしようとキッチンに立った時、立っている事が出来ないような激しい揺れが起こり、部屋の隅に飛ばされるように座り込みました。

同時に食器棚が目の前に倒れ、ガラスの破片が部屋中に散乱しました。

周囲のあちこちの建物から非常ベルが鳴り響く中、近所のショッピングモールの駐車場に避難いたしました。

翌日、その駐車場に避難していた殆どの方が、余震も減ってきたと云うことでご自宅に戻られたのですが、私はそのまま家族と共にショッピングモールの駐車場にてもうしばらく様子を見る事にいたしました。

その日の深夜一時過ぎ、震度7の本震を体験いたしました。

車が横転しそうな揺れで、車にしがみつきながら強い揺れをやり過ごしたのですが、車の外に裸足で飛び出してみると、「ゴー」という地鳴りが直に素足に伝わり、これはまぎれもなく非常事態であることを実感致しました。

本震での被害は甚大で、マンションの壁にはひ

びが入り、さらに強い余震が来た場合、自宅のマンションは崩壊しそうなほどのダメージを負っていました。

その日からは、引き続き駐車場での避難生活が始まりました。

職業柄、日ごろより車内泊する機会が多いのですが、仕事での車内泊とは気持ち的にも全く違うものであり、重ねて定期的に起こる余震もあり、不眠状態が続きました。

駐車場に集ってくる近所の人達も一様に不安そうな面持で、やはり寝付けない様子で車の中に籠っていらっしゃる姿が印象的でした。

車をお持ちでない方々は駐車場にビニールマットを広げ、自宅からやっとの思いで持ち出した毛布にくるまり数日間を過ごされてる方もいらっしゃいました。

熊本の地で50年以上生きていの中で、天災が起きたとしてもこの地は大丈夫だと思い込んでいたところがありました。しかしこうしてみると「南海トラフの歪み」等、日本国内に於いて完全に安全な場所など存在しないのではと実感しました。

皆様方におかれましても、今回の「熊本地震」を機に、ぜひ身の回りの非常品のご確認をお勧め致します。

## 特集

## 平成28年熊本地震(震災を経験し…)

## ◎今回の地震を受け、被災者の観点から皆様にアドバイス出来ること…

## 〔水は常に自宅に確保すべき〕

生活する中で一番困った事は「水が数日間まったく手に入らない」という事でした。地震発生直後、マンションでは貯水タンクの水がありませんので、数時間は水が出ます。

その間にポリタンク等に水を貯めておかれる事をお勧めいたします。

私の場合も自宅はマンションなので、一回目の地震で浴槽に水を張ったのですが、二日後の本震で浴槽に貯めた水は三分の一程度になってしまいました。

トイレも使用不可能状態で、水があれば使える公衆トイレも水が出ないため汚物が大変な状況になっていました。ポータブルトイレや微生物を分解する薬品などがあればさらに便利です。また、加盟員の方から折り畳み式のポリタンクを大量に送って頂いたのですが、これは非常に便利でした。普段はスペースを取らずに保管出来るのですが、有事の際には速やかに水を確保することが出来、とても重宝致しました。

## 〔安否確認は…〕

地震発生直後より電話も繋がりにくい環境がありました。しかし、LINEだけは通常通りつながり、グループLINEあるいはLINE通話にて安否確認が行えました。

## 〔地震発生から三日間が大変〕

優先順位は「食」「住」「衣」。

地震発生から三日間はライフラインが寸断され食料も全く手に入りませんでした。まず三日間は保存された食料だけで生活出来るだけの備蓄が必要であると痛感致しました。

## 〔燃料の確保〕

車中泊を続けていくうえで、燃料は非常に大事です。地震発生後、営業を再開ガソリンスタンドはその直後から毎日長蛇の列をなしました。燃料をいれる専用タンクも手元にあると便利です。

以上が、私が今回の地震を経験し痛切に感じた事でした。

今回の熊本地震により、改めて自然災害への畏怖を強く感じました。

また、全国の「日調協加盟員の方」からの物資

の提供、「自衛隊や消防」「警察」「赤十字」「自治体」「ボランティア団体」などからの支援が多数寄せられ、この国の安全保障の現実を心底ありがたくかつ頼もしく感じました。

「益城町」や「西原村」、「南阿蘇村」を中心とする被害の大きな地域については、復興が緒についたばかりです。

熊本も梅雨入りし被害の大きかった地域においては二次災害も発生しています。

この状況が落ち着くまでにはまだしばらく時間を要するかと思われませんが、これからも、皆様方の復興への祈りをお寄せ頂きますようよろしくお願い致します。



特集



平成28年熊本地震(震災を経験し…)



〔熊本市内の被害状況〕



## 都調協のあゆみ

### 一般社団法人 東京都調査業協会のあゆみ

東京都調査業協会は、1986年(昭和61年)10月に、日本調査業協会の「東京支部」として発足しました。翌年、国鉄民営化がスタートした年に、『東京都調査業協会』と名称を変え、さらにその翌年、日本調査業協会は公益法人「社団法人日本調査業協会」となりました。

東京都調査業協会の会員であることは、調査業会で唯一の政府許可を得た公的団体「社団法人日本調査業協会」の加盟員でもあるということです。東京都調査業協会は、会員に対し、道徳と倫理の徹底や技術と知識の質的向上を図るために、毎年定期的な教育研修会を実施しております。

協会は、「中央、城東、城西、城南、城北、西東京」の6つの支部からなり、それぞれの地域における支部活動、社会貢献、啓蒙活動などを実践しております。

当協会では平成元年に「法制化特別対策委員会」が設置され、さらに平成6年には、「業法制定特別委員会」を設置して、調査業の法制化に向けた活動が始まりました。その後、新年会や教育研修会には、警視庁などから来賓をお招きし、ご指導をいただいております。

国会では、平成11年に探偵業の必要性が取り上げられ、その後、山本拓議員を座長とする「調査業に関するワーキングチーム」が結成され、平成18年6月に当協会念願の「探偵業法」が国会で成立する運びとなりました。

同年には、衆議院議員山本拓先生による「探偵業制定の講演」、衆議院議員葉梨康弘先生による「探偵業法に関しての解説」の他、弁護士や有識者による説明会を開催してまいりました。

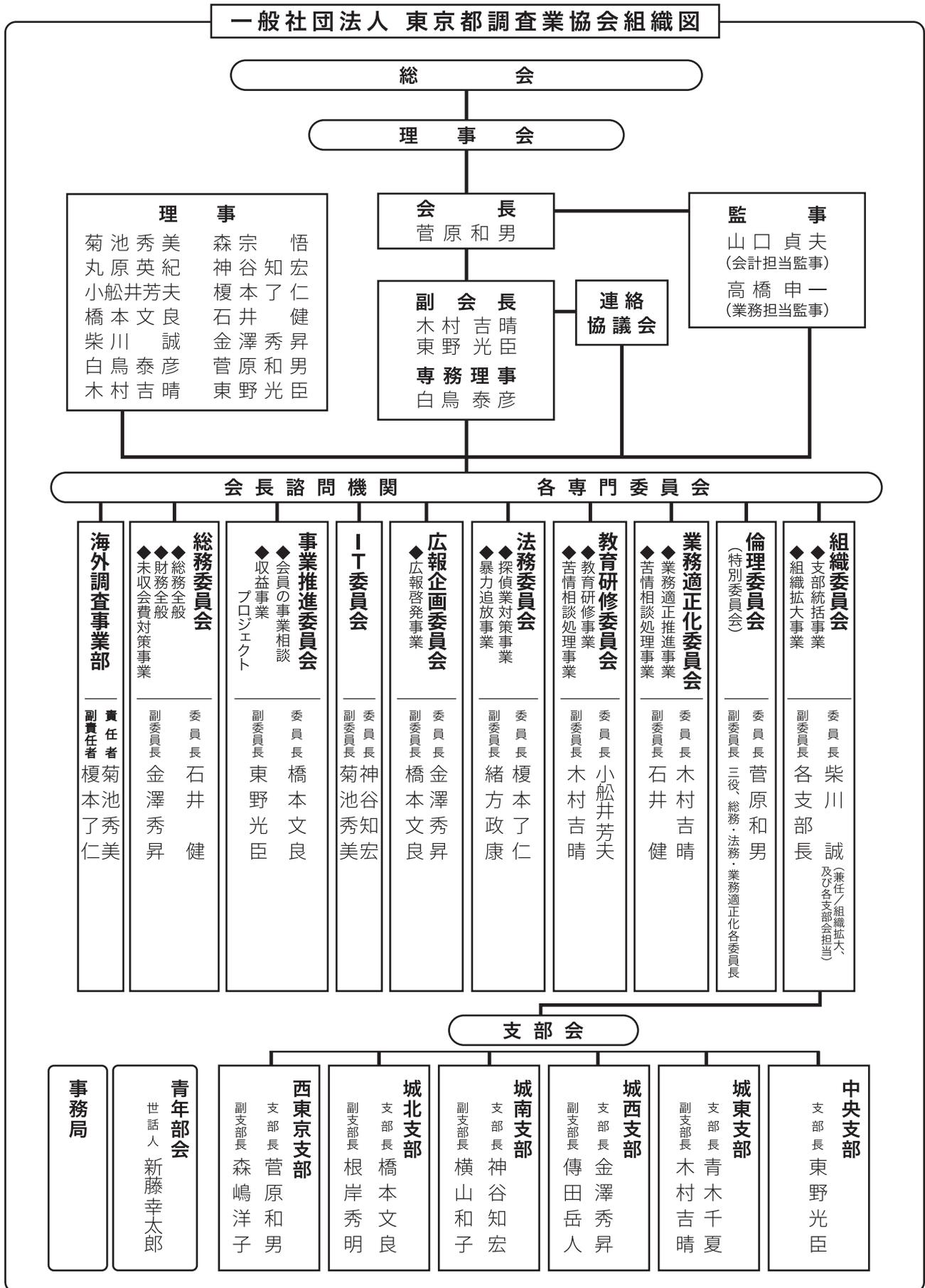
平成19年6月1日に「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行され、全国の所轄警察署において探偵業者の届け出が開始されました。

平成22年11月、公益社団法人化を目指して、一般社団法人東京都調査業協会を登記。平成23年2月、臨時総会において一般社団法人への移行が全会一致で可決されました。そして平成23年4月1日から一般社団法人東京都調査業協会として活動しております。

一般社団法人東京都調査業協会は、消費者の安全と社会貢献を目標に掲げ、会員に対する支援事業や苦情処理業務ならびに業務改善の指導を徹底して実践し、探偵興信業界の健全化のためにさらに活動を続けてまいります。



協会組織図



一般社団法人

## 日本調査業協会倫理綱領

### 一、職責自覚

加盟員は、業務の社会的使命を自覚して、職務を誠実公正に行うと共に国民生活に寄与するよう心掛けなければならない。

### 二、信義誠実

加盟員は、調査は誠実に行って、正確を期し、料金は適正とし業者としての信義を重んじなければならない。

### 三、法令遵守

加盟員は、業務の遂行に当たっては常に法令を遵守すると共に、社会常識を逸脱することのないようにしなければならない。

### 四、人権尊重

加盟員は、常に人権の尊重、擁護に配慮し、他人の名誉権益を毀損したり、部落差別調査を行ったりしてはならない。

### 五、秘密保持

加盟員は、業務上知り得た人の秘密をみだりに他人に漏洩したり発表してはならない。

### 六、自己研鑽

加盟員は、常に人格を磨き、業務の知識技能の向上に努めなければならない。

### 七、融和協調

加盟員は、相互に融和協調を計り、団結して業界の発展に努めなければならない。

一般社団法人

## 日本調査業協会自主規制

一、基本的人権に関わる調査は絶対にこれを受件しない。

二、いわゆる「別れさせ屋」に準じた事案については絶対にこれをしない。

三、電話番号のみから加入権者の架設住所・氏名の不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。

四、いわゆる犯罪歴などについての風評以外の不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。

五、借入れの事実について金融機関等での不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。

六、調査結果について誇大、虚偽の報告は絶対にこれをしない。

七、その他、不適正な広告掲載や非合法と思われる営業活動及び調査手法は絶対にこれをしない。

広 告 欄



熊本地震被災者の皆様に  
心からお見舞い申し上げます



一般社団法人 東京都調査業協会

平成二十八年熊本地震の被害に遭われた皆様へ

このたびの平成二八年熊本地震により 被害を受けられました皆様に  
心よりお見舞い申し上げますと共に 被災された皆様の安全と  
被災地の一日も早い復興を 心よりお祈り申し上げます

(広告掲載金の一部を熊本県への義援金として寄付させていただきます)

一般社団法人東京都調査業協会 会員一同

株式会社 麻布リサーチ

代表取締役 菊池 秀美

TEL03-3222-6611

東京都千代田区九段北1-9-5 朝日九段ビル806号

株式会社 JAPANシャーロックホームズ

代表取締役 新藤 幸太郎

TEL03-6214-0551

東京都中央区京橋3-3-4 森ビル2F

株式会社 離婚探偵事務所

代表取締役 神谷 知宏

TEL03-5437-5455

東京都品川区西五反田2-15-10 グリンデル五反田703

株式会社 TMR

代表取締役 高橋 新治

TEL03-3219-5391

東京都千代田区神田錦町3-15

株式会社 調査のニッピ

代表取締役 木村 吉晴

TEL03-3879-6710

東京都足立区千住大川町14-5 101

総合調査オフィス・エスケー

代表 菅原 和男

TEL042-551-7669

東京都福生市福生875-3 310

ヒューマン探偵事務所

代表 白鳥 泰彦

TEL03-3780-4880

東京都渋谷区恵比寿西1-8-10 EBISU高橋ビル4F

オハラ調査事務所

代表 小船井 芳夫

TEL03-3374-0021

東京都新宿区西新宿4-32-4 ハイネスロフティ602

広 告 欄



熊本地震被災者の皆様に  
心からお見舞い申し上げます



一般社団法人 東京都調査業協会

**榎本行政書士事務所**

代表 榎本 了仁

**TEL03-3760-4044**

東京都目黒区下目黒6-11-14 スピティ目黒103

**株式会社 東野調査事務所**

代表取締役 東野 光臣

**TEL03-3437-5312**

東京都港区新橋6-2-1 木村ビル7階

**株式会社 児玉総合情報事務所**

代表取締役 金澤 秀昇

**TEL03-3365-0015**

東京都中野区東中野5-3-1 関口ビル3階

**株式会社 トクチョー**

代表取締役 荒川 一枝

**TEL03-5207-3811**

東京都千代田区神田駿河台3-2-1 御茶ノ水アーバントリニティ6階

**株式会社 MR(東京本部)**

代表取締役 宗万 真弓

**TEL03-5396-2444**

東京都豊島区東池袋1-47-3 1F

**株式会社 KS mission**

代表取締役 横山 和子

**TEL03-6451-3527**

東京都品川区荏原3-8-7

**レストルジャパン21株式会社**

代表取締役 石井 健

**TEL03-5820-1884**

東京都千代田区岩本町1-6-7 宮沢ビル7F

**なのはな探偵事務所**

代表 沼崎 正義

**TEL03-6261-2044**

東京都千代田区三崎町2-12-9 水道橋伊藤ビル301号

**東京探偵社 A I**

代表 金崎 浩之

**TEL0120-444-525**

東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー28F

**株式会社アール・アンド・アイ**

代表取締役  
徳島 暁

**TEL03-5798-6488**

東京都品川区東五反田1-10-7  
A108五反田ビル

**株式会社 児玉総合情報事務所**

代表取締役  
金澤 秀昇

**TEL03-3365-0015**

東京都中野区東中野5-3-1  
関口ビル3階

**レストルジャパン21株式会社**

代表取締役  
石井 健

**TEL03-5820-1884**

東京都千代田区岩本町1-6-7  
宮沢ビル7F

**東京探偵社 A I**

代表  
金崎 浩之

**TEL0120-444-525**

東京都千代田区岩本町1-6-7  
宮沢ビル7F

廣 告 欄



熊本地震被災者の皆様に  
心からお見舞い申し上げます



一般社団法人 東京都調査業協会

東京都調査業協会顧問



弁護士 小名雄一郎

〒107-0052  
東京都港区赤坂1-1-17 細川ビル802号

TEL03-3583-6277  
FAX03-3583-6547

渋谷青山法律事務所



所長 岩尾 光平 弁護士

〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷1-12-2 クロスオフィス渋谷4F

TEL 03-6427-3462  
FAX 03-6427-3463

●●●●● 新入会員のご紹介 ●●●●●

本年(1月～6月)、一般社団法人東京都調査業協会に入会された新会員の皆様を紹介致します。

.....

株式会社フルスピード [都111] (平成28年6月1日入会)

代表取締役 宮川 耕治 氏

東京責任者/営業部長 濱田 雄司 氏

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿2-28-10 秀ビル1F/TEL03-6277-2061 FAX03-6277-2089

## 編集後記

2016年夏はブラジル・リオデジャネイロで南米初の夏季オリンピックが開催されます。日本選手団の皆様には4年後の2020年7月東京オリンピックに繋がるような健闘、成果を切に期待しております。私達もこの上昇機運にのり、今こそ調査業界全体が一致団結して、日本・世界の治安、安全な街づくりに貢献し、近隣業種との連携を結ぶ時だと感じております。同じ調査業として生業を立てているもの同士は、時にライバル心、ひいて大きな意味では仲間意識も必要と感じております。それはスポーツに置き換えると個人競技ではお互いがライバルとして技を切磋琢磨し、また団体競技となれば個人的な感情は後回しにして、チーム全体のためにベストを尽くすことにも通じると感じております。本誌では装丁等で協会の品位を保ちつつ、特集記事で業界全体の取り組みから他団体の活動までを広範囲で紹介させていただきましたが、今後も取材範囲を広げ、さらなる創意工夫が必要だと痛感しております。そして、会員様向けの会報誌としてだけでなく、弁護士事務所や法人様にもご愛読頂けるような広報誌へと進化させていく所存でございます。会員の皆様の変わらぬご愛顧のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。ご愛読ありがとうございました。

一般社団法人 東京都調査業協会  
広報企画委員長/金澤 秀昇



【表紙】縄張り/写真提供者:堂本 英樹 氏

タイトル名/縄張り  
カメラ機種名/Canon EOS 7D  
撮影日時/2016/07/30 6:11:44  
撮影モード/シャッター速度優先AE Tv (シャッター速度) 1/3200  
Av (絞り数値) 8.0 測光方式 中央部重点平均測光  
ISO感度 800 レンズ Sigma 150-600mm  
焦点距離 600.0mm  
撮影場所/川崎市多摩区 二ヶ領宿河原堰

【広報企画委員会】 委員長/金澤 秀昇 (城西支部)  
副委員長/橋本 文良 (城北支部)  
委員/石井 健 (中央支部)  
柴川 誠 (城西支部)  
東野 光臣 (中央支部)

### 消費者調査サポートセンターのご案内

一般社団法人東京都調査業協会では、消費者の皆様から調査に関するご相談、ご依頼を承る『消費者調査サポートセンター』を設置しております。

この『消費者調査サポートセンター』では、当協会において一定の基準を満たした優良な会員がご相談を担当させて頂いております。

下記フリーダイヤルにお気軽にご相談下さい。

調査に関するご相談は・・・

**消費者調査  
サポートセンター**

専用フリーダイヤル トーク ヨクマル  
**0120-109-490**

東京都千代田区岩本町2-6-12 階ビル402号 一般社団法人東京都調査業協会 事務局内

<http://www.tochoukyou.jp>



Tokyo Investigation Service Association



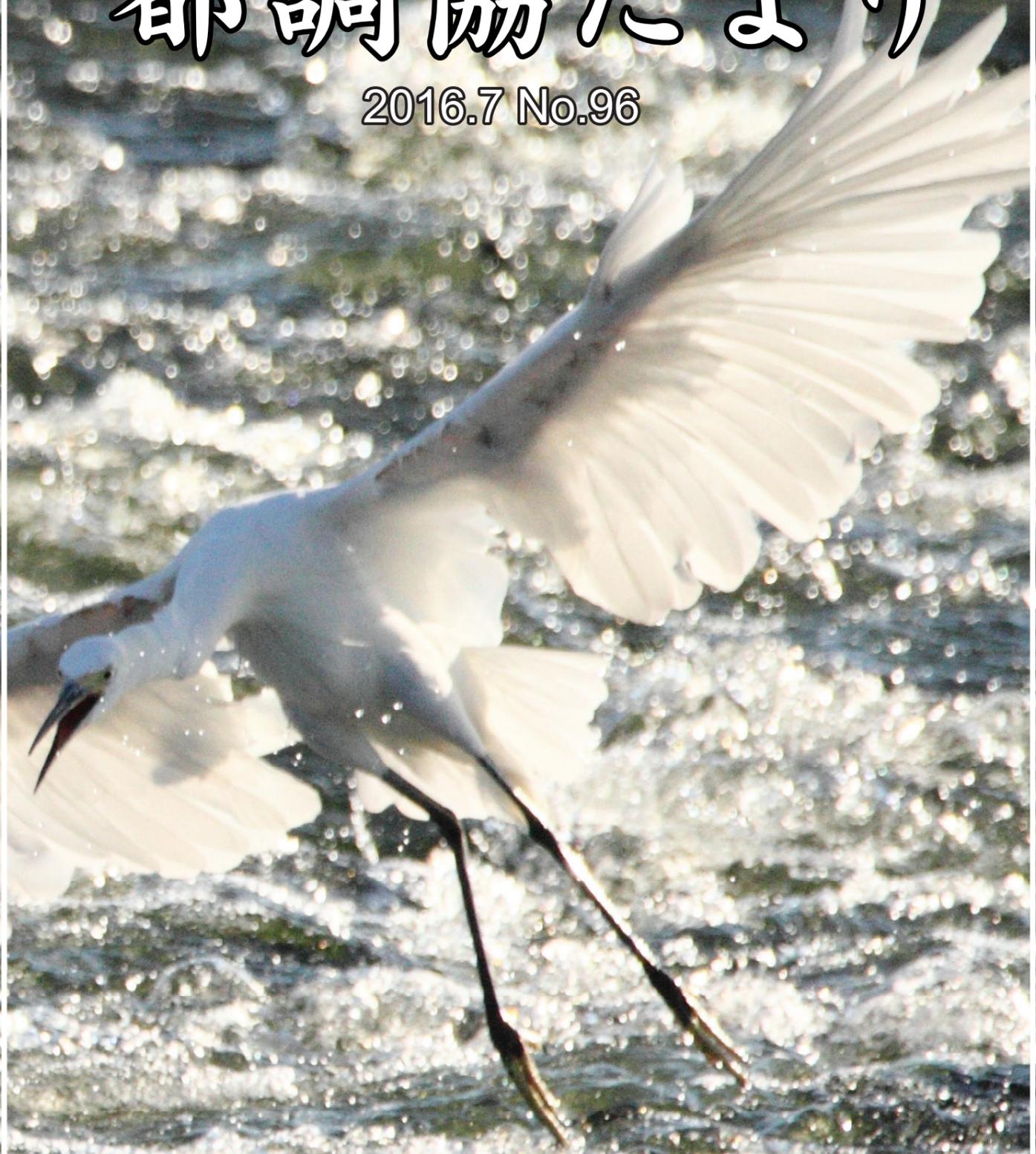
一般社団法人  
**東京都調査業協会**  
【事務局】東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル402号  
TEL 03(3861)2301(代表)

平成28年7月20日発行 第96号  
発行所 一般社団法人東京都調査業協会  
発行人 菅原 和男  
編集人 金澤 秀昇  
制作 (有)アイ・エム・プランニング  
定価 315円

<http://www.tochoukyou.jp>

# 都調協だより

2016.7 No.96



一般社団法人 東京都調査業協会



「東京都関連特定失踪者」の情報を求めます

# 東京へ帰せ！

ずっと心配しています。拉致事件事故…

これらの方々には、東京都に住んでいるうちに、または東京都から、失踪した方たちです。この中には、北朝鮮に拉致された可能性のある方が含まれています。

ご家族は一刻も早い再会を待ち望んでいます。

これらの方々を見たことのある方

これらの方々について情報をお持ちの方



拉致被害者

# 身元調査

# 差別につながる

# なくそう！

就職や結婚のときに、出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながるおそれのあるものです。こうした身元調査をなくしましょう。

東京都